

鈴鹿市福祉医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月22日

鈴鹿市長

末松則子

鈴鹿市条例第37号

鈴鹿市福祉医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例

鈴鹿市福祉医療費等の助成に関する条例（平成13年鈴鹿市条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（受給資格証の提示）</p> <p>第6条 受給資格者又は保護者等は、福祉医療費等の助成を受けようとするときは、保険医療機関において医療に関する給付を受ける際に、当該保険医療機関に対し受給資格証を提示しなければならない。<u>ただし、受給資格者が受給資格証に代えて、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード及びオンライン資格確認端末を用いて、保険医療機関等が受給資格情報を取得及び閲覧することができるときは、この限りでない。</u></p>	<p>（受給資格証の提示）</p> <p>第6条 受給資格者又は保護者等は、福祉医療費等の助成を受けようとするときは、保険医療機関において医療に関する給付を受ける際に、当該保険医療機関に対し受給資格証を提示しなければならない。</p>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。